

## 「築上町過疎地域持続的発展計画(案)」 に対するご意見の募集について

持続可能なまちづくりを総合的・計画的に進めるため、国・県・市町村が連携して取り組むことを目的として、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。これに基づき、築上町では、過疎地域における持続的発展可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するため、新たに「築上町過疎地域持続的発展計画」の策定を進めています。

この計画の策定にあたり、皆様から広く意見をいただくため、次のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施します。多くのご意見をお待ちしております。

◇ 募集期間 令和3年7月9日(金曜日)～令和3年7月26日(月曜日)

◇ 公表場所

- 築上町公式ホームページ
- 築上町役場 住民プラザ(本庁1階)

◇ ご意見を提出できる方

町内に在住、在勤、在学の方

◇ ご意見の提出

様式は自由です。任意の様式に「築上町過疎地域持続的発展計画(案)」に対する意見と「住所、氏名、電話番号」をご記載のうえ、募集期間内に次のいずれかの方法で提出してください。

※ 郵送の場合は、募集期間内必着です。

なお、参考様式を添付しておりますので、ご活用ください。

◇ 提出方法

(1) 直接提出 次の公表場所に備え付けの意見箱に投函ください。

- 築上町役場 住民プラザ(本庁1階)

上記募集期間内の午前8時30分から午後5時00分まで

但し、土曜日・日曜日・祝日(休日)は除く

(2) 郵送先 〒829-0392  
福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2  
築上町役場 企画財政課 企画計画係

(3) F A X 0930-56-1405

(4) メール chiiki@town.chikujo.lg.jp

※ 電話や来庁による口頭でのご意見受け付けは行いませんのでご了承ください。

◇ ご意見の取り扱い

- 提出されたご意見は整理して公表します。
- 公表の際は、住所・氏名等の個人を特定できる情報は公表しません。
- 提出されたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約する場合があります。
- ご意見をいただいた方に対して、直接、個別の回答は行いません。
- 住所、氏名など必須事項の記載がないご意見は無効とする場合があります。
- ご提出いただいた原稿の返却は行いませんのでご了承ください。
- ご提出いただいたご意見や個人情報は、目的以外には利用いたしません。
- 意見を求める内容と直接関係のないご意見や賛否の結論のみを示したと判断されるもの、趣旨が不明瞭なもの、個人を誹謗中傷するものなどについては、公表いたしません。

問合せ先

築上町役場 企画財政課 企画計画係

電話 0930-56-0300 (内線 321)